

第九十二回帝國議會 院 昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)

委員會會議錄(速記)第一回

付託議案

昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)(政府提出)(第一四號)

本委員は昭和二十二年三月十三日(木曜日)議長の指名で次の通り選定された

- 稲葉 道意君 大石 倫治君
大谷 登潤君 柏原 義則君
杉田 馨子君 若林 義孝君
稲本 早苗君 小笹 耕作君
柴田兵一郎君 白井 秀吉君
最上 英子君 川島 金次君
澤田 ひさ君 澁谷 昇次君
西村 榮一君 井上 徳命君
河野 金昇君 丸山修一郎君

河野 金昇君 丸山修一郎君

〔年長者大谷登潤君投票管理者と異なる〕

○大谷投票管理 者 それでは先例によりまして、私が年長のゆえをもつて投票管理となり、これより委員長の互選を行います。

○小笹委員 動議を提出いたしたいと存じます。投票を用いずして、大谷登潤君を委員長に推薦いたしたいと思ひます。御賛同を願ひます。

○大谷投票管理 者 御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大谷投票管理 者 御異議なきものと認めます。よつて私が委員長に當選いたしました。

○大谷委員長 ちよつと御挨拶申し上げます。このたびの委員会におきまして、はからずも淺學非才なる私が委員長に御推薦をこうひりました。この榮譽ある職責を汚しますことは、まことに光榮に存する次第でございます。つきましては、御承知の通り會期もまたとに切迫いたしておりますので、皆さん方の御協力と御精勵にまちまして、一日も早くこの法律案の決定を見ますように、この上とも御協力と御鞭撻をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

引續き理事の互選を行います。○小笹委員 理事はその数を三名とし、委員長において御指名あらんことを切望いたします。右動議を提出いたします。

○大谷委員長 御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大谷委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長より指名をさしていただきます。

大石 倫治君 小笹 耕作君 西村 榮一君

の三名に理事をお願いいたします。昭和二十二年三月十四日(金曜日)午前十時四十八分開議

出席委員 大谷 登潤君 理事 大石 倫治君 小笹 耕作君 稲本 早苗君 白井 秀吉君 最上 英子君 川島 金次君 澤田 ひさ君 澁谷 昇次君 井上 徳命君 河野 金昇君 丸山修一郎君

同日委員河野金昇君辭任につき、その補闕として増井慶太郎君を議長に於て選定した。出席政府委員 大藏政務次官 北村徳太郎君 大藏事務官 伊原 隆君 大藏事務官 加藤 八郎君 大藏事務官 今泉 兼寛君 文部事務官 福田 繁君

本日の會議に付した議案 昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)委員會議錄 第一回 昭和二十二年三月十四日

ある國有財産の處分に關する件(政府提出)

證券取引法案(政府提出、貴族院送付)

日本證券取引所の解散等に關する法律案(政府提出、貴族院送付)

○大谷委員長 會議を開きます。これより昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)證券取引法案及び日本證券取引所の解散等に關する法律案の三案を一括議題といたします。政府の説明を求めます。北村政府委員。

○北村政府委員 本委員會に付託と相なりました昭和十四年法律第七十八號改正法律案は二件の提案理由を御説明申し上げます。初めに昭和十四年法律第七十八號改正法律案について説明をいたします。

現在神社寺院等に對しましては、御承知の通り國有財産法、國有林野法または寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する法律等の規定によりまして、國有境内地を無償で貸付または社寺土地の森林を社寺保管林として使用収益せしめ、もしくは國有境内地の讓與賣拂等に關しまして特別の規定を設けてあります。これは一面においてこれらの國有財産は古來社寺等の所有であつたものが、明治の初め行われまして地租改正の必要に伴う土地の官民有區分の査定、または社寺土地處分等によりまして、國有となつた關係

もあり、また他面におきましては、宗教團體を保護し、その教化作用を十分に遂げさせようという趣旨から、かようなことと相なつておるのでございませぬが、この際のような沿革的な財産上の特殊關係を整理する必要があるものであります。つきましてはこれらの社寺境内地、または社寺保管林が國の所有となりまして沿革を考慮いたしまして、この際これを社寺等に對し、一定の條件のもとに讓與、または時價の半額賣り拂い等をいたしまして、從來の特殊關係を整理せんとするものであります。

以上の理由でこの改正法律案を提出した次第でございます。

本法案の概要を申し上げますと、第一は讓與に關する事項でありまして、地租改正もしくは社寺土地または寄附等によりまして、國有となつた國有財産で本法施行の際、現に社寺等に對しまして、國有財産法によつて無償で貸付けてあるもの、または國有林野法によつて保管させてあるもので、宗教活動を行うのに必要と認めらるゝものは、その社寺等より一定期限内に申請がありましてならば、これを讓與せんとするものであります。第二は時價の半額による賣拂に關する事項でありまして、地租改正もしくは社寺土地または寄附等によつて國有となつたものでなくとも、たとえば國の費用で購入したものであつても、本法施行の際に、國有財産法によつて無償で貸付けてあり、宗教活動を行うのに必要なもの

は、その社寺等において、一定期限内に申請をしたならば、時價の半額で賣拂をなすこととし、またその賣拂代金を現金による即納を困難とするものにつきましては、十年内の年賦延納または土地による代物辨済を認めることとしたのであります。

第三は讓與または賣拂をすることが出来る國有境内地が、讓與または賣拂をする前に、耕地整理または土地區畫整理の施行地區に編入せられた場合の處置であります。この場合におきましては、社寺等が讓與または賣拂を受けた後に、右のような地區に編入せられた場合と同じ結果を得らるゝようにいたすための規定を設けてあります。

第四は社寺保管林に關する事項でありまして、從來國有林野法の規定によりまして、社寺に保管されておりました森林のうちで、社寺が植栽したものにつきましては、社寺より一定期限内に申請があり、國において森林の管理經營上特に必要があると認められるものは、本法施行の日から國有林野法の規定による部分林を設けたものとし、部分林としないものにつきましては社寺が費した有益費を一定の基準によつて補償することとしたのであります。

第五は社寺等に境内地として無償で貸し付けてある御料地に關する事項であります。かゝる御料地は改正憲法の施行に伴つて、國有の雜種財産となることがなつておりますが、雜種財産となりませんでしたならば、從來より國有財産であつた場合と同様に、讓與または半額賣拂をすることとしたのであります。

第六は審査會に關する事項でありまして、本法によりまして行ふ讓與、賣

拂または補償の決定はこれを慎重かつ公正ならしめるために、社寺境内地處分審査會または社寺保管林處分審査會を設けまして、これに諮問することにしたのであります。さらにまた本法による行政處分に對する訴願を裁決するにあたりましては、重ねて社寺境内地處分審査會または社寺保管林處分審査會に諮問するのであります。

第七は從來認めて來ました無償貸付關係の廢止であります。讓與または賣拂をするに決定いたしました國有境内地につきましては、その讓與または賣拂の日まで引續き無償貸付を認めますが、然らざるものにつきましては、これまでありましたような無償貸付關係は、本法施行の日から消滅せしむることとしたのであります。

次に證券取引法案につき御説明いたします。證券の民主化、證券取引の民主化は、證券が經濟界において占める地位の重要性に鑑み、きつめて緊要なことに存するのであります。證券の民主化、換言いたしますれば證券が廣く大衆の手に分散保有されるためには、一般大衆が安心して自己の資産を證券に投資し得る仕組となつていることが何よりも肝要なことでありまして、しかるにわが國における現状は、一般大衆が健全な投資物としてこれを保有することは比較的少なかつたのであります。また證券取引組織につきましては、その中核的機關である取引所は、戦時中政府の強い統制下に設置された日本證券取引所が存在し、有價證券業者、有價證券引受業者等の態勢も今日とは全く異なる状況の下に整備されたものでありまして、いずれも現下の要請を満たし得ないものと認められるので

あります。右の事情を考慮いたし、今後わが國經濟の民主化の徹底を期すべく、現行の日本證券取引所法、有價證券取締法、有價證券引受業法及び有價證券割賦販賣業法を廢止し、新たにこれらの諸法令を統合し、かつその内容を民主的に改正した證券取引法を制定することとしたのであります。以下本法案についてその内容のおもな點を説明いたします。

第一に、この法律の目的は國民經濟の適切な運営及び投資家の保護に資するため有價證券の發行及び賣買取引を公正ならしめ、かつ有價證券の流通を圓滑ならしめることにあるのであります。このため株式または社債の發行に關する届出制度を設け、證券業者の取締及び證券取引所の制度を整備したのであります。

第二に、今回新たに設けられる株式または社債の發行に關する届出制度につき説明いたします。本制度を設ける趣旨は、投資家に株式または社債の發行會社の事業計畫、資産の状況等に関する正確な資料を提供し、投資家の判断と責任とにおいて、證券投資ができるようにしようとするところにあるのであります。まず一定の株式または社債を發行しようとするときは、發起人、取締役等の全員は、あらかじめ當該株式または社債に關して發行會社の事業成績、資産内容、當該株式または社債の發行により取得する資金の用途等を届け出なければならぬのであります。

次に届出を必要とする株式または社債の募集、引受等は原則としてその届出書の提出があつた日から十五日後でなければこれをなすことができないのであります。すなわちこの十五日間

に政府において届出事項についてその内容が眞實なりや否や等を審査し、必要があると認めるときは届出者を審問の上、その内容の訂正を求めることができるといたし、投資家の保護に萬全を期したのであります。また届出書の中に記載した事項と異なる事項を記載した目論見書は、株式または社債の發行に際しこれを使用することができないものとし、誇大なる廣告をなし投資家を偽購するがごときことがないように配意してあるのであります。また右の届出書に眞實に反する記載があり、または重要な事項の記載を省略した場合においては、届出義務者は、當該株式または社債の取得者に對し故意または過失のなかつたことを立證しなければ、一定の期間損害賠償の責に任じなければならぬこととしたし、また右届出書の中に記載した事項と異なる事項を記載した目論見書を使用した場合にも、その使用者に同様な損害賠償の責任を負はしめることとしたのであります。なお株式の發行者は、毎事業年度その業務又は財産に關する報告書を政府に提出しなければならぬものとし、これによりまして、常に會社の實態を公開し、投資家の保護に遺憾なきを期したのであります。

右の株式または社債の發行に關する届出書類及び株式發行者の毎事業年度の業務または財産に關する報告書は、これを政府に備へ置き、隨時投資家の縦覧に供するほか、請求に應じその謄本又は抄本を交付することとし、投資家の便宜をはかることとしてあるのであります。

第三に證券業者について新たに設け

られた規定のおもなものは、まず有價證券の賣買、賣買の媒介、引受または募集の取扱を營業とする者は、銀行信託會社等從來免許を受けることを要しなかつた者といえども、すべて免許を受けなければならないものとしたこと。

次に投資家の保護、有價證券業者の資質の向上の見地から、證券業者は一定の純資産を常時保有するものでなければならぬものとしたこと。次に有價證券の引受をなす者の資格を特別に制限することなく、すべての證券業者が有價證券の引受または募集の取扱をすることができるようとしたこと。最後に證券業者が、有價證券の賣出したまたは募集もしくは賣出しの取扱をしようとするときは政府に届け出なければならないこととし、その賣出または募集、もしくは賣出しの取扱を適正ならしめるごとく政府において監視し、投資家の保護をはかつたこととあります。

第四に、證券取引關係の規定であります。その最も重要な改正は、その組織を會員組織に限定したこととあります。會員組織にするか、株式會社組織にするかの問題は、從來から論議されてきたところでありましたが、從來のわが國の經驗、歐米からいたしまして、會員組織一本建とするのが適當と認めた次第であります。次に證券取引所の會員に關しましては、會員は一定の純資産を常時保有する必要があること、會員は證券取引所の定款の定めるところにより、會員信託金を證券取引所に預託しなければならぬこと、會員信託金に對しては、

られた規定のおもなものは、まず有價證券の賣買、賣買の媒介、引受または募集の取扱を營業とする者は、銀行信託會社等從來免許を受けることを要しなかつた者といえども、すべて免許を受けなければならないものとしたこと。

次に投資家の保護、有價證券業者の資質の向上の見地から、證券業者は一定の純資産を常時保有するものでなければならぬものとしたこと。次に有價證券の引受をなす者の資格を特別に制限することなく、すべての證券業者が有價證券の引受または募集の取扱をすることができるようとしたこと。最後に證券業者が、有價證券の賣出したまたは募集もしくは賣出しの取扱をしようとするときは政府に届け出なければならないこととし、その賣出または募集、もしくは賣出しの取扱を適正ならしめるごとく政府において監視し、投資家の保護をはかつたこととあります。

第四に、證券取引關係の規定であります。その最も重要な改正は、その組織を會員組織に限定したこととあります。會員組織にするか、株式會社組織にするかの問題は、從來から論議されてきたところでありましたが、從來のわが國の經驗、歐米からいたしまして、會員組織一本建とするのが適當と認めた次第であります。次に證券取引所の會員に關しましては、會員は一定の純資産を常時保有する必要があること、會員は證券取引所の定款の定めるところにより、會員信託金を證券取引所に預託しなければならぬこと、會員信託金に對しては、

第一順位として證券取引所における  
賣買取引の委託者、次順位として他  
の會員がその他の債権者に先だち優先  
して辨済を受ける権利があること等の  
規定を、委託者の保護、會員の資質の向  
上等の見地から設けたのであります。

なお證券取引所の賣買取引に關しま  
しては、次のような規定を新たに設け  
ることとしたのであります。賣買  
取引の受託は、會員またはその會員の  
所屬する證券取引の承認を受けた會員  
の支店、出張所その他の營業所もしくは  
は代理店に限り、これをなすことがで  
きるものとし、この際會員はその受託  
について、委託者に對しその賣買取引  
に關する一切の責任を負わなければなら  
ないものとしたし、委託者の保護を  
期したのであります。また會員は委  
託者から委託證據を徴しなければなら  
ないものとし、もつて不健全な  
投機取引の抑制を意圖したのであり  
ます。さらに會員またはその支店、  
出張所、その他の營業所もしくは代理  
店は、その受託にかかる證券取引所に  
おける賣買取引が成立したときは、當  
該會員の發行した賣買報告書を委託者  
に交付しなければならぬものとし、  
委託にかゝる賣買取引の結了關係を明  
確にし、委託者の保護に資したのであ  
ります。

第五に、證券業者または取引所會員  
のなす賣買その他の取引に關する争に  
ついて、當事者である證券業者もしくは  
會員またはこれらの取引の相手方の  
申立により、争の仲介をしなければなら  
ないものとし、證券關係の専門家に  
よる簡易迅速、妥當な仲介をなし、  
間接に證券取引の普及に資するよう配  
意したのであります。

第六に、以上新に種々なる規定を設  
け、證券取引の適正と投資家の利益の  
保護とを企圖したのであります。さ  
らにその萬全を期するため、學識經驗  
者よりなる證券取引委員會を設置し、  
證券取引に關する重要事項について、  
獨自な立場から調査、審議等を行い、  
證券行政運営の中樞となるべき獨立的  
機關としたのであります。なおこ  
の委員會は、證券行政の重要事項につ  
き常時審議等をなすものであり、委員  
が一度に全部交替するのは適當でない  
と存せられますので、一部ずつ交替す  
ることとし、またその身分についても  
保障の規定を設け、委員の職責遂行に  
遺憾なからしめることとしたのであ  
ります。

第七に、有價證券取締法、有價證  
券引受業法及び有價證券割賦販賣業法  
の廢止に伴ふ必要な経過的規定を設け  
ることとしたのであります。

最後に、この法律またはこの法律に  
基いて發する命令に規定した事項につ  
いて、政府のなした違法處分により權  
利を害されたとする者は、行政裁判所  
に訴請することができるとし、その  
救済の途を開いておるのであります。

以上證券取引法案についてその大要  
を御説明いたしました次第であります。經  
濟界の整理再建に關する一連の措置及  
び財産税の徴收等に伴ひ有價證券の處  
分、移動は膨大な數量、金額に上るも  
のと豫想されるのであります。これ  
らの證券が、大衆の手に廣く分散保有  
せられ、かつ圓滑に公正な價格で取引  
されるためには、證券取引機構を整備  
し、その活潑なる運営をはかること  
が、きわめて緊要と存せられるのであ  
ります。

次に、日本證券取引所の解散等に關  
する法律案について御説明を申し上げ  
ます。只今御説明いたしました證券取  
引法により會員組織の證券取引所が設  
置されることと相なりますのに伴ひ  
まして、戦時中の必要に基いて設置せ  
られました日本證券取引所は、その存  
續を要しないこととなりますので、こ  
れを急速に解散いたしますため、本  
案を提出いたしました次第であります。以  
下本法案について、その内容のおもな  
る點を簡単に御説明いたします。

第一に、日本證券取引所法の廢止  
と、日本證券取引所の解散とを規定  
いたしました。第二に、清算は主務官  
廳の監督のもとに行わないで、裁判所  
の監督のもとにこれを行い、清算人は  
日本證券取引所の役員または役員であ  
つた者以外の者から裁判所が選任する  
こととし、その公正を期したのであり  
ます。なお清算人、監事の職權、任務  
等につきましては、概ね一般法人の清  
算人、監事に準じておるのであります  
と、特に申し上げることもないのであ  
ります。第三に、清算人、監事の責任  
解除に關する規定を設けております。

第四に、清算の實行上必要があると認  
めるときは、出資者の半数以上であつ  
て、資本金の半額以上に當る出資者の  
同意を得て、日本證券取引所は、その  
財産の一部を出資して不動産の貸貸を  
主たる目的とする株式會社を設立し、  
殘餘財産は金銭及びその出資によつて  
得た株式ごとに出資者に分配をなすこ  
とができることとしたし、現在  
日本證券取引所の所有する不動産を個  
別的に分散處分することなく、これを  
不動産會社に移し、日本證券取引所の

出資者が不動産會社の株主となり得る  
途を開いたのであります。なお政府、戦  
時金融倉庫及び資本金の百分の一を超  
える大出資者に對する分配は、證券保  
有民主化の見地から、これに分配すべ  
き株式を公開處分して得た代金を交付  
して、これを行うこととしたのであ  
ります。最後に、商法、民法中の關  
係條文の準用規定を設けております。

なお昭和二十一年大藏、司法省令第  
四號第一條第二項に規定する有價證券  
買取引事業特別會計に關する財産、す  
なはち日本證券取引所が戦時中政府の  
命令により株價操作のため、てこ入れ  
によつて取得した證券及びこれが購入  
資金の借入により生じた債務は、これ  
を日本證券取引所に屬しないものとし  
て、閉鎖機關保管人委員會がこれを管  
理することとし、今回の清算とは別個  
に處理することとしております。

本法案の大要は以上申し述べた通り  
であります。本法案は證券取引法案  
と一體をなすものでありますから、何  
とぞ御審議の上速やかに御賛成を與え  
られんことを切望いたします。

○大谷委員長 本日はこの程度に止め  
まして、明日は正十一時より開會いた  
し、質疑に入りたいと思ひます。本日  
はこれにて散會いたします。

午前十一時十分散會

昭和二十二年四月八日印刷

昭和二十二年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局